

## 環境影響評価書案審査意見書

「(仮称) 虎ノ門 2-10 計画建設事業」に係る環境影響評価書案について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 57 条第 1 項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事  
舛添 要一

### 記

#### 第 1 対象事業

- 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称：株式会社ホテルオークラ  
代表者：代表取締役社長 荻田 敏宏  
所在地：東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 4 号  
  
名 称：公益財団法人大倉文化財団  
代表者：理事長 大崎 磐夫  
所在地：東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 3 号
- 対象事業の名称及び種類  
名 称：(仮称) 虎ノ門 2-10 計画建設事業  
種 類：高層建築物の新築
- 対象事業の所在地  
東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 3 号、4 号

## 第2 意見

### 【大気汚染】

建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度の予測において、最大寄与濃度出現地点では、寄与率が約4割である上に環境基準も超えている。

このため、環境保全のための措置を徹底するなど、大気質への影響のより一層の低減に努めること。

### 【騒音・振動、史跡・文化財共通】

国の登録有形文化財（建造物）である「大倉集古館陳列館」については、少しずつ移設しながら改修工事を行うとしている。しかし、建設機械の稼働に伴う建設作業振動の予測結果では、当該施設の近くで建設機械の振動レベルが大きい機種が稼働する予測となっている。

工事に当たっては、工事計画を詳細に検討し、建物を毀損することのないよう十分配慮するとともに、その内容について記載し、事後調査において詳細に報告すること。

### 【騒音・振動】

- 1 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動は勧告基準値を下回るとしているが、計画地南西側に近接して幼稚園があることから、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、建設作業における騒音・振動の低減に努めるとともに、より一層の環境保全のための措置を検討すること。
- 2 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、現状においても多くの地点で環境基準を超えている。このため、工事用車両の走行に当たっては、環境保全のための措置の徹底を図るとともに、周辺開発事業者と調整を図るなど、道路交通騒音のより一層の低減に努めること。

### 【風環境】

- 1 風洞実験の予測結果では、風環境に変化が生じるものの、現況において「(仮称)虎ノ門四丁目プロジェクト」(計画中)付近を除きすべてランク2以下の風環境になるとしているが、計画地周辺で複数の再開発事業の計画があることから、これらについて周辺開発事業者と連携して、可能な限り今後の環境影響評価書等で明らかにし、必要に応じて風環境の予測・評価に反映させること。
- 2 環境保全のための措置の中で、計画建築物の形状等のさらなる検討や常緑樹を含む植栽配置を行うことにより、風の影響の低減に努めるとしているが、計画地内には、オープンスペースとする公園を設置し歩行者動線が整備され、災害時は地域集合場所とする計画としていることから、良好な風環境を確実に確保するよう努めること。

また、事後調査において環境保全のための措置を踏まえ、必要に応じて適切な対策を講じること。

## 【景観】

計画建築物の外壁面等の色彩や素材等については、周辺の街並みとの調和に配慮し、建物外周部には並木の整備を行うことで圧迫感の軽減が図られるとしていることから、圧迫感軽減の効果を分かりやすく説明すること。

## 【史跡・文化財】

- 1 国の登録有形文化財（建造物）である「大倉集古館陳列館」については、少しずつ移設しながら改修工事を行うとしており、移設等が文化財保護法に該当する場合は必要な届出を行い、保存及び活用のための適切な措置を講じるとしている。

このことから、工事の実施に当たって配慮する事項及び移設、改修後における保存・活用の詳細について記載すること。

- 2 計画地内で必要に応じて試掘・確認調査を実施するとしていることから、その調査結果については、手続きの進捗状況に応じて環境影響評価書等で詳細に記述すること。